

新旧対照表（放射性物質検査方針）

新	旧
<p>令和2年度秋田県における農畜産物の放射性物質検査方針</p> <p>1 令和2年3月23日に公表された原子力災害対策本部による「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方（以下、「<u>新ガイドライン</u>」）」（<u>削除</u>）について</p> <p>○ 平成29年3月24日に公表された「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（以下、「<u>旧ガイドライン</u>」という。）では、特に、対象自治体の除外に係る指標として、「栽培・飼養管理が可能な品目群（野菜、果樹等）については、直近3年間の検査が全て基準値の1/2(50Bq/kg)以下であれば対象自治体から除外する」との指標が新たに設定されている。（「50Bq/kg」は厚生労働省の「食品中の放射性セシウムスクリーニング法」に定められたスクリーニングレベル(基準値の1/2)）</p> <p>○ これにより、本県は平成29年度から「栽培・飼養管理が可能な品目群（野菜、果樹等）」の検体対象自治体から除外されたが、「栽培/飼養管理が困難な品目群等（原木きのご類含む）」は、引き続き検査対象自治体とされている。 (削除)</p> <p><b>&lt;指標の適用による検査対象都県&gt;</b> ※新ガイドラインP11関係  <b>別表(1)栽培/飼養管理が困難な品目群等（原木きのご類含む）</b>          … これまでどおり、本県を含む17都県が検査対象  <b>別表(2)栽培/飼養管理が可能な品目群</b>          … 福島県のみが検査対象</p> <p>※ ただし、都県名が除外された場合においても、必要に応じて新ガイドラインに基づく検査が実施できるよう明記されている。</p> <p>2 令和2年度の本県における検査計画について          (1) 栽培/飼養管理が困難な品目群等（原木きのご類含む）          ○ きのごや山菜類等の「栽培/飼養管理が困難な品目」については、新ガイドラインでも、これまでと同様の方針であること</p>	<p>平成31年度秋田県における農畜産物の放射性物質検査方針</p> <p>1 平成31年3月22日に公表された原子力災害対策本部による「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方（以下、「<u>新ガイドライン</u>」）」（<u>削除</u>）について</p> <p>○ 平成29年3月24日に公表された「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（以下、「<u>旧ガイドライン</u>」という。）では、特に、対象自治体の除外に係る指標として、「栽培・飼養管理が可能な品目群（野菜、果樹等）については、直近3年間の検査が全て基準値の1/2(50Bq/kg)以下であれば対象自治体から除外する」との指標が新たに設定されている。（「50Bq/kg」は厚生労働省の「食品中の放射性セシウムスクリーニング法」に定められたスクリーニングレベル(基準値の1/2)）</p> <p>○ これにより、本県は平成29年度から「栽培・飼養管理が可能な品目群（野菜、果樹等）」の検体対象自治体から除外されたが、「栽培/飼養管理が困難な品目群等（原木きのご類含む）」は、引き続き検査対象自治体とされている。 (削除)</p> <p><b>&lt;指標の適用による検査対象都県&gt;</b> ※新ガイドラインP11関係  <b>別表(1)栽培/飼養管理が困難な品目群等（原木きのご類含む）</b>          … これまでどおり、本県を含む17都県が検査対象  <b>別表(2)栽培/飼養管理が可能な品目群</b>          … 福島県のみが検査対象</p> <p>※ ただし、都県名が除外された場合においても、必要に応じて新ガイドラインに基づく検査が実施できるよう明記されている。</p> <p>2 平成31年度の本県における検査計画について          (1) 栽培/飼養管理が困難な品目群等（原木きのご類含む）          ○ きのごや山菜類等の「栽培/飼養管理が困難な品目」については、新ガイドラインでも、これまでと同様の方針であること</p>

から、別紙「令和2年度主要農畜産物安全性確認調査事業計画（以下、「県計画」という。）のとおり、昨年度と同様に検査を実施する。

- 略

## （2）栽培/飼養管理が可能な品目群

- 一方、本県において、野菜等の「栽培/飼養管理が可能な品目」については、これまで大部分の品目で放射性物質が不検出もしくは検出されても基準値を大きく下回っていることから、安全性は確保されていると判断した。
- このため、当該品目の検査を継続する合理的理由は極めて希薄であることから、「栽培/飼養管理が可能な品目」の「自主検査」については、「牛肉」及び「生乳」を除き平成29年度より実施していない。
- 「牛肉」及び「生乳」については、これまでの検査（牛肉：全頭検査）において、基準を超える放射性物質は検出されていないことから、令和元年度をもって検査を終了する。

から、別紙「平成31年度主要農畜産物安全性確認調査事業計画（以下、「県計画」という。）のとおり、昨年度と同様に検査を実施する。

- 略

## （2）栽培/飼養管理が可能な品目群

- 一方、本県において、野菜等の「栽培/飼養管理が可能な品目」については、これまで大部分の品目で放射性物質が不検出もしくは検出されても基準値を大きく下回っていることから、安全性は確保されていると判断した。
- このため、当該品目の検査を継続する合理的理由は極めて希薄であることから、「栽培/飼養管理が可能な品目」の「自主検査」については、平成29年度より実施していない。
- ただし、「牛肉」については、首都圏の流通業者との取引への影響が懸念されるため、引き続き全頭検査を継続し、出荷頭数の増加に対応する。  
なお、「生乳」についても、引き続き検査を継続する。

(別紙)

**令和2年度 主要農畜産物安全性確認調査事業計画**

No.	品目名	採取地	検査点数	実施時期
1	原木しいたけ	湯沢市	1	5月
栽培きのご類			1	
2	こしあぶら(野生)	湯沢市	1	5月
3	わらび(野生)	湯沢市	1	6月
4	ねまがりたけ(野生)	湯沢市(5)、東成瀬村	6	6月
5	みず(野生)	湯沢市	1	6月
6	みずのこぶ(野生)	湯沢市	1	9月
野生山菜類			10	
7	野生きのこ	湯沢市	1	10月
野生きのこ類			1	
7品目			12検体	

(別紙)

**平成31年度 主要農畜産物安全性確認調査事業計画**

No.	品目名	採取地	検査点数	実施時期
1	原木しいたけ	湯沢市	1	5月
栽培きのご類			1	
2	こしあぶら(野生)	湯沢市	1	5月
3	わらび(野生)	湯沢市	1	6月
4	ねまがりたけ(野生)	湯沢市(5)、東成瀬村	6	6月
5	みず(野生)	湯沢市	1	6月
6	みずのこぶ(野生)	湯沢市	1	9月
野生山菜類			10	
7	野生きのこ	湯沢市	1	10月
野生きのこ類			1	
8	生乳	県北・県南クーラーステーション	12	年間
9	牛肉	県内でと畜される全ての県産牛	3,800	年間
畜産			3,812	
9品目			3,824検体	